

會社ニ於テハ會議、切崩ニ奏功ノ結果強硬ニ態度ヲ持スルニ至レルモ徒ラニ解決ヲ遷延スルハ却テ策ノ得タルモノニアラストナシ望月ノ乞フ容レ前記ノ如ク解決ヲ告ケタルガ尙組合側懷柔ノ手段トシテ別ニ金一封ヲ交付スル予定ニシテ目下青木支配人望月源治トノ間ニ秘密裡ニ談合中ナリ

而シテ解決糸頃中「モルタル」工場開場期ハ未定ナルモ明七日解雇手当等、受授ヲ了シタル後可及的速カニ開場ノ予定ナリ

ト言フ

右及中(連)報候也

別記

解決條項要矣

原又、終

- 一 品川工場ノ「モルタル」部作業ヲ継続ニ被解雇者中ヨリ十二、三名ヲ臨時工トシテ使用スルコト
 - 一 會社ノ手当支給規則ニハ勤続三年未滿者ニハ手当ヲ支給セサルガ今回ハ特ニ廣收ノ十日分ヲ支給スルコト
 - 一 勤続三年以上ノ者ニハ所定ノ手当ヲ支給スルコト
 - 一 福島縣湯本工場解雇者ニハ懲戒ナルヲ以テ手当ヲ支給セサル意ヲ示シテ特ニ所定ノ手当ヲ支給スルコト
 - 一 解雇手当ハ各所屬工場ニテ各人ハ直接支給スルコト
- 會社ノ職工退職手当規則沿革

勤続年限 給與額

滿三年以上 賃銀二十一日分